

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	山王地区(大麻生、広瀬、小島、武体、川原明戸、石原)	令和2年3月23日	令和2年6月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	147.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	117.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	37.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.9ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、未整備地(特に大麻生小・中周辺)も多く、現在の担い手がリタイヤした場合、地元での担い手がいなくなってしまうかもしれない。また、次の担い手は整備され効率のよいほ場に移ってしまう可能性が高い。現在、担い手の高齢化が問題となっている。拡大希望の農業生産法人もあるが、拡大していくには人手が必要。人を雇うには、収益を上げるために規模拡大する必要があるが、補助金の点数要件が届かないため、拡大が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山王地区の農地利用は、農業生産法人1経営体が担うほか、現在耕作している担い手4経営体が5年後も担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	大麻生営農組合	麦	26.1 ha	水稻、麦	40 ha	山王地区
認農	I氏	水稻、麦	3.19 ha	水稻、麦	3.19 ha	小島
認農法	F法人	水稻、麦、野菜	15 ha	水稻、麦、野菜	25 ha	大麻生、川原明戸
計	3経営体		44.29 ha		68.19 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、485筆、31,3475.42㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針及び基盤整備への取組方針

山王地区は未整備地で作業効率が非常に悪い。大麻生小・中周辺を中間管理事業の重点実施地区とし、個人負担なしの整備であれば地権者も合意し、整備できると思われる。

機械の購入に当たり、補助金をもらうためには中間管理事業で貸借しなければ難しいため、そちらの面からも事業を導入していきたい。

5 2の課題を解決するための話し合いで出た意見

農業機械の購入について

農地を維持するためには、農業機械を購入しなければいけないが、機械が高騰化しており補助金が必要となる。

しかし、面積要件などが厳しいため補助金がない現状がある。要件が緩和されれば、担い手への集約化・農地の拡大できる。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	203,841.64	—	109,633.78

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。